

旧小千谷総合病院跡地整備事業

基本協定書（案）

令和元年 7 月

小千谷市

## 旧小千谷総合病院跡地整備事業

### 基本協定書（案）

旧小千谷総合病院跡地整備事業（以下「本事業」という。）に関して、小千谷市（以下「市」という。）と、応募グループ〔（応募グループ名）〕の構成員（代表企業を含む。以下、本基本協定において同じ。）及び協力企業（参加資格審査書類に、それぞれ応募グループの代表企業、構成員又は協力企業として明記された者をいう。総称して以下「事業予定者」という。）との間で、以下のとおり合意し、本基本協定を締結する。

#### （目的）

第 1 条 本基本協定は、本事業に関し、事業予定者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、市と、構成員が設立する本事業の遂行者（以下「事業者」という。）との間で、本事業及び本事業に係る資金調達並びにこれらに付随し関連する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、市及び事業予定者双方の義務について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （当事者の義務）

第 2 条 市及び事業予定者は、市と事業者との間で締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 事業予定者は、事業契約締結のための協議において、本事業の応募手続における市の要望事項を尊重しなければならない。

#### （事業者の設立）

第 3 条 構成員は、本基本協定締結後、令和 2 年〔2〕月〔 〕日までに、事業者を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として小千谷市内に設立し、その商業登記簿謄本、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを市に提出しなければならない。

2 構成員は必ず事業者に出資しなければならない。また、代表企業は事業期間を通じて出資者中最大の出資割合を持つものとし、構成員の出資比率は合計で出資額全体の 2 分の 1 を上回らなければならない。なお、代表企業が保有する議決権の割合は事業者の総株主の議決権のうち最大の割合とし、構成員が保有する議決権の合計割合は、事業者の総株主の議決権の 2 分の 1 を上回らなければならない。

3 事業者の定款には、会社法第 107 条第 2 項第 1 号に基づく株式の譲渡制限を規定しなければならない。

4 構成員は、出資者保証書（別記様式第 1 号）に定める数量の事業者の株式の引受を行うものとする。

5 構成員は、次条に規定する場合を除き、事業期間中、事業者の株式を譲渡することはできない。

6 事業者の定款の変更を行う場合には、事前に市に通知し、変更後の定款の原本証明付写しを市に提出するものとする。

(株式の譲渡)

第4条 構成員は、募集要項等（令和元年7月10日に市が公表した旧小千谷総合病院跡地整備事業募集要項及びその添付資料をいう。）に示す事業期間が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う場合には、市の事前の書面による承認を得なければならない。

2 構成員は、前項の規定に基づき市の承認を得て事業者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しを担保権設定後、速やかに市に提出しなければならない。

(業務の委託、請負)

第5条 構成員は、事業者による本事業の実施に関し、設計業務を[ ]に、建設業務を[ ]に、工事監理業務を[ ]に、維持管理業務を[ ]に、運営業務を[ ]に、民間収益事業に関する業務を[ ]にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

2 構成員は、事業契約が市と事業者との間で締結された後速やかに、前項に定める各業務を委託するものとする。また、請け負わせる者と事業者との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約若しくはこれに代わる覚書等を締結させるものとし、当該契約書等の写し等、各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、市に提出するものとする。

3 事業者から業務を受託し又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約等)

第6条 構成員は、本基本協定締結後、令和2年[2]月[ ]日までに、市と事業者との間において事業契約を締結するものとする。

2 前項の事業契約は仮契約とし、事業契約の締結について小千谷市議会で議決があったときに本契約とする。

3 市及び事業予定者は、募集要項に合わせ公表する事業契約書(案)の内容に関し、公募前に確定することができなかつた事項を除いては、原則として変更しないものとする。

4 市及び事業予定者は、事業契約の締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。

5 第2項の規定にかかわらず、市は、事業契約の本契約締結前に、本事業の応募手続に関し、事業予定者のいずれかにおいて次の各号のいずれかの事由が生じたときは、事業者との間で事業契約を締結しないことができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8章第2節に規定する手続きに従って、同法第7条、第8条の2、第17条の2、又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独占禁止法第8章第2節に規定する手続きに従って、同法第7条の2、第8条の3、又は第20条の2～6のいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。

6 市は、事業予定者の責めに帰すべき事由により事業者と事業契約を締結することができない場合

には、事業予定者に対し違約金を請求することができるものとする。なお、違約金は、本事業に係る事業契約書（案）「別紙4 サービス対価の算出及び支払方法」に規定する「サービス対価A」のうち、設計業務に要する費用、建設・工事監理業務に要する費用に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の10に相当する金額とする。

- 7 前項の規定は、市に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 8 事業予定者が前2項の違約金及び賠償金をそれぞれ市の指定する期間内に支払わないときは、事業予定者は、それぞれの遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

#### （出資者保証書等）

第7条 事業契約の締結の日において、構成員は出資者保証書（別記様式第1号の様式による。）を市に提出するものとし、また代表企業は、事業者の株式を保有する構成員以外の者から誓約書（別記様式第2号の様式による。）を徴収して市に提出するものとする。

#### （準備行為）

第8条 事業予定者は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ合理的な範囲で、当該準備行為に協力するものとする。

- 2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結後、事業者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

#### （資金調達）

第9条 構成員は、事業予定者が本事業に関して市に提出した事業者提案に従い、事業者への出資、募集、借入れその他事業予定者の資金調達を実現させるために最大限努力しなければならない。

- 2 構成員は、前項に基づく資金調達を行うに当たり、事業者に対して融資を行う金融機関等が決定した場合には、当該金融機関等の名称その他の詳細を市に提出するものとする。

#### （事業契約不調の場合の処理）

第10条 市と事業者との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、第6条第6項、第8項及び第12条に規定する金額を請求する場合を除き、事由の如何を問わず、本基本協定に別段の定めがない限り、市及び事業予定者（事業者を含む。以下、本条において同じ。）が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとする。なお、市及び事業予定者は、相互に債権債務関係が生じないものとする。

#### （有効期間）

第11条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業契約のすべてが終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束する。ただし、本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第10条、第12条、第13条及び第15条の規定の効力は存続する。

- 2 事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本基本協定は終了する。ただし、本基本協定の終了後も、第10条、第12条、第13条及び第15条の規定の効力は存続する。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第 12 条 市は、本事業の応募手続きに関し、第 6 条第 5 項各号のいずれかの事由が生じたときは、事業予定者に対し、本事業に係る事業契約書(案)別紙 4「サービス対価の算出及び支払方法」に規定する「サービス対価 A」のうち、設計業務に要する費用、建設・工事監理業務に要する費用に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の 100 分の 10 に相当する金額を請求することができる。

2 前項の規定は、市に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 事業者予定者が前 2 項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、事業予定者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

(秘密保持)

第 13 条 市及び事業予定者は、本基本協定に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本基本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、構成員が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(基本協定の変更)

第 14 条 本基本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 15 条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本基本協定に関する当事者間に生じた一切の紛争を解決する第一審の専属管轄は、新潟地方裁判所とする。

(その他)

第 16 条 本基本協定に定めのない事項が発生したとき及び疑義が生じたときは、必要に応じ市及び事業者と協議して定める。

本基本協定の締結を証するため、本書 2 通作成し、市及び事業予定者記名押印のうえ、市及び代表企業がそれぞれ 1 通を保有する。

令和 2 年[ 1 ]月[ ]日

新潟県小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号  
小千谷市長 大塚 昇一

事業予定者

(代表企業)

(住所)

[ ]会社

代表取締役

印

(構成員)

(住所)

[ ]会社

代表取締役

印

(構成員)

(住所)

[ ]会社

代表取締役

印

(構成員)

(住所)

[ ]会社

代表取締役

印

(構成員)

(住所)

[ ]会社

代表取締役

印

(協力企業)

(住所)

[ ]会社

代表取締役

印

小千谷市長 大塚 昇一 あて

## 出資者保証書

小千谷市（以下「市」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）の間において、令和2年〔 〕月〔 〕日付けで締結された旧小千谷総合病院跡地整備事業に係わる事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、株主である〔 〕、〔 〕、〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下「当社ら」という。）は、貴市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

### 記

- 1 事業者が、令和2年〔 〕月〔 〕日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における事業者の発行済株式総数は〔 〕株であること。  
(2) 本日時点における当社らの保有する事業者の株式の総数は〔 〕株であり、そのうち〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社がそれぞれ保有すること。  
(3) 本日時点における当社ら以外の者が保有する事業者の株式の総数は〔 〕株であり、そのうち〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社がそれぞれ保有すること。  
(4) 事業者の本日現在における株主構成は、当社らが保有する議決権の合計割合が全議決権の2分の1を超える議決権を保有しており、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
- 3 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。
- 4 当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合においても、貴市の事前の書面による承認を得て行うこと。貴

市の承認を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。

以上

(住所)

(代表企業)

[ ]会社

代表取締役

印

(構成員)

(住所)

[ ]会社

代表取締役

印

(構成員)

(住所)

[ ]会社

代表取締役

印

(構成員)

(住所)

[ ]会社

代表取締役

印

(構成員)

(住所)

[ ]会社

代表取締役

印



令和 年 月 日

小千谷市長 大塚 昇一 あて

### 誓約書

小千谷市（以下「市」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）の間において令和2年〔 〕月〔 〕日付けで締結された旧小千谷総合病院跡地整備事業に係わる事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、当社は、貴市に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

#### 記

- 1 本日時点において、当社が保有する事業者の株式の総数は、〔 〕株であること。
- 2 当社は、事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。貴市の承認を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し貴市に提出すること。

以上

（住所）

〔 〕会社

代表取締役

印